

2018-01

IFRS実務トピックニュースレター ～銀行業～

LIBOR改革が会計処理に与える影響



この数十年間にわたって、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は国際金融市場に不可欠なものであり続けている。しかし、英国の金融行為規制機構（FCA）長官は、最近のスピーチ¹で、市場参加者はLIBORが2021年末までに現行の形態ではなくなる可能性に対し準備すべきであることを指摘し、「日次の提示及び更新に基づく動的なベンチマークとしての現行のLIBORの存続は、もはや保証されない。」と述べている。FCAは、LIBORの提示レートを、市況を表す実際の取引の根拠とすることが困難となっており、このことがベンチマークとしてのLIBORの持続可能性に疑問をもたらしたと指摘している。世界には、およそ300兆ドルのLIBORを参照する契約が存在し、代替的なベンチマーク金利への移行は、さまざまな市場参加者にとって、容易ではない。このニュースレターでは、生じる可能性のある会計上の影響を検討している。

LIBOR改革の時期は迫っており、銀行は生じる可能性のある会計上の影響について検討すべきである。

ヘッジ会計についての検討

ヘッジ関係の維持

LIBOR改革が既存のヘッジ関係に与える影響は、検討すべき課題の1つである。特に、企業がLIBORの変動をヘッジリスクとして指定している場合、ベンチマーク金利がLIBORから変わることを理由として、ヘッジ会計を中止すべきか否かという疑問が生じる。IFRS第9号の下では、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合、該当がある場合にはバランス再調整の影響を考慮した後に、

1 [LIBORの将来](#)

ヘッジ会計を中止する。ヘッジ関係についてヘッジ会計の中止を要求する状況には、ヘッジ関係についてのリスク管理目的の変化、ヘッジ手段の消滅、売却または終了及びヘッジ対象とヘッジ手段の間に経済的関係がなくなった場合が含まれる。

予定取引

検討すべきその他の課題として、キャッシュ・フロー・ヘッジ・モデルの下での可能性の非常に高い予定取引に対するLIBOR改革の影響がある。IFRS第9号は、可能性の非常に高い予定取引について、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の適用を認めており、これらの予定取引が最終的に純損益に影響する可能性のあるキャッシュ・フローの変動にさらされるエクスポージャーを表すことを求めている。予定取引は通常、取引の発生する確率が90%以上あれば、発生する可能性が非常に高いとみなされている。ただし、取引に関連するその他の事実及び状況（例：どの程度先の将来に取引が発生すると予想されるか）も考慮する必要がある。IFRS第9号の下では、予定取引の発生する可能性が非常に高いとはいえなくなった場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなるので、企業はヘッジ会計の適用を将来に向かって中止する。

この点に関し、LIBORを参照する予定取引の発生が「可能性が非常に高い」か否かの評価の際に、将来のLIBORの廃止、または「現行の形態」で存在しなくなることの潜在的な影響に対して、課題が生じる。IFRS第9号に基づいて、「可能性が非常に高い」かの評価を行う際に考慮すべきいくつかの要素には、銀行がたとえ強制されなくとも、LIBOR相場を引き続き提供するかどうかを評価することやLIBORの代替的な定義が採用される可能性を評価することが含まれる。

ヘッジの有効性

LIBOR改革は、ヘッジ関係についてのヘッジの有効性評価にも影響する可能性がある。ヘッジの有効性（及び非有効性）は、ヘッジ手段の公正価値またはキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象リスクについて、ヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺する程度を測定するものである。

デリバティブの変更により参照金利が変更される場合（契約標準ひな形の変更により一括して変更される可能性が高い）、ヘッジ対象の契約の変更（契約当事者双方により変更される可能性が高い）によりヘッジ対象とリセット日が異なる結果となる場合、将来ヘッジの非有効部分を生じさせる可能性がある。LIBOR改革がなされている期間においてLIBORを参照する金融商品及びLIBORに代わる新たなベンチマーク金利を参照する金融商品の潜在的な非流動性は、ともにヘッジの非有効部分を生じさせる可能性がある。

条件変更

金融負債（例：借入金）及び金融資産（例：個人向け融資）の双方に対するLIBOR改革の影響も、検討すべき課題である。特に、ベンチマーク金利の変更が既存の契約の条件変更に関連するかどうかという疑問が生じる。

IFRS第9号には、金融資産及び金融負債の双方の条件変更に関する特別の規定があり（[IFRS実務トピックニューズレター ～銀行業～ \(2017-05\)](#) 参照）、大幅な条件変更であると判断する場合には、金融資産または金融負債の認識の中止を行い、大幅でない条件変更の場合には、利得または損失を算定し、純損益に認識することを求めている。

重要なことは、ベンチマーク金利の変更が負債商品の当初の契約に含まれている条項であることから、契約の変更が必要ない場合には、条件変更の会計処理が適用されないことである。同様に、LIBORの定義が変更される場合には、LIBORを参照するがLIBORを詳細に定義していない契約は、契約自体の変更をまったく必要としない可能性がある。

割引計算

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定の枠組みを規定し、現在価値技法の利用に関するガイダンスを提供している。これらの技法を適用する際に、LIBORを評価のためのリスクフリー・レートに代用とする場合（例：店頭取引の金融商品の公正価値を測定する場合）がある。代替的なベンチマーク金利の方が、よりリスクフリー・レートに近似する可能性があるため、LIBOR改革が、公正価値の測定において使用する割引率の変更を生じさせる可能性がある。この割引率の変更の結果、公正価値に相違が生じるか否かはまだ不明である。

IAS第19号「従業員給付」に基づく従業員給付債務の測定に使用する割引率が、LIBORを参照する優良社債の利回りに基づいている場合、LIBOR改革は当該債務の測定にも影響を与える可能性がある。

展望

FCA長官は、「市場がいつまでもLIBORに依拠し続けることはできないと考えている。」とスピーチで述べている。2021年までに、FCAが、現在のように、銀行にベンチマーク金利を決定するためのインプット金利の提示を強制することはできなくなると予想されている。市場参加者はすでに、LIBOR改革に関する知識を身につけ、取るべき行動を考え始めている。ステップは、すでに代替的なベンチマーク金利を構築する段階にあり、必要な場合には代替的なベンチマーク金利へのより容易な転換を促すために、新契約上の代替的な指標金利への移行条項の見直しについての議論が行われている。これらの準備の一環として、銀行がこのニュースレターで論じた様々な会計上の課題を慎重に検討することも重要である。

Contacts

金融事業部

大川 圭美

T: 03-3548-5102

E: tamami.okawa@jp.kpmg.com

間瀬 友未

T: 03-3548-5102

E: tomomi.mase@jp.kpmg.com

中川 祐美

T: 03-3548-5102

E: hiromi.nakagawa@jp.kpmg.com

江崎 千香

T: 03-3548-5102

E: chika.ezaki@jp.kpmg.com

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-accounting@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG IFRG Limitedが2018年1月に発行した「The Bank Statement Q4 2017 NEWSLETTER」の一部を抜粋して翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2018 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs

IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～は、銀行業に関連するIFRS及び規制関連の情報を提供しています。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報をお求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。